

盛岡市議会議員選挙における選挙運動用ビラの作成について

平成30年8月17日

選挙管理委員会

1 趣旨

公職選挙法の改正により、都道府県及び市の議会の議員の選挙において、選挙運動のために使用するビラ（選挙運動用ビラ）を頒布することができることになり、また、当該ビラの作成については、条例で公費負担を定めることにより、一定の金額の範囲内で無料とすることができることとされた。

このため、市長の選挙の例に準じ、市の議会の議員の選挙における当該ビラの作成について、公営（公費負担）の対象としようとするものである。

2 内容

市の議会の議員の選挙における選挙運動用ビラの作成については、候補者1人につき、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数（2種類以内 4,000枚を限度）を乗じて得た額の範囲内で公費負担を行う。

3 条例の改正

平成30年9月市議会定例会において、「盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例」を改正し、盛岡市議会議員選挙における選挙運動用ビラの作成について、公営（公費負担）の対象に加えること及びその手続について規定する。

4 施行期日

平成31年3月1日（改正公職選挙法の施行日）

5 選挙公営及び条例改正の経過（主なもの）

平成6年9月

「盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例」の制定

- 〔対象〕・選挙運動用自動車の借入料、燃料代及び運転手報酬
- ・選挙運動用ポスターの作成費

（改正）平成19年6月

市長選挙の選挙運動用ビラの作成を公営とする改正

※条例の題名を「盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例」に改めた。

平成28年6月

公職選挙法施行令の改正に伴う公営の限度額の改正